

徳島県立文学書道館利用者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、徳島県立文学書道館管理規則（平成14年徳島県規則第72号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、徳島県立文学書道館（以下「文学書道館」という。）の利用者の遵守事項について定めるものとする。

(すべての利用者に係る遵守事項)

第2条 文学書道館の安全で快適な利用が保たれるよう次の行為を禁止する。ただし、管理者が施設の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 文学書道館の建物、付帯施設、備品等を毀損、汚損又は紛失すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 工作物を設置すること。
- (4) 興行、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 宣伝行為、物品販売・頒布、アンケート調査、募金、チラシ等の配布を行うこと。
- (6) 業として写真、映画を撮影すること。
- (7) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (8) 衛生上又は風紀上好ましくない行為をすること。
- (9) 騒音を伴う行動をとること。
- (10) 飲食禁止とされた場所で飲食すること。
- (11) 指定された場所以外で喫煙すること。
- (12) 廃物、汚物その他これに類するものを捨て、又は放置すること。
- (13) 犬などのペット類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬又は介助犬）を除く。）を持ち込むこと。
- (14) 火気を持ち込むこと。
- (15) 危険又は不潔な器具、用具、物品を持ち込むこと。
- (16) その他、管理上支障があると認められる行為又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。

2 前項各号のうち、第4号から第7号については、徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成14年徳島県条例第14号。以下「条例」という。）第7条の規定による利用の許可を受けて行う場合を除くものとする。

(利用の許可を受けた者に係る遵守事項)

第3条 条例第7条の規定による利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に当たっては、関係法令に従い、安全、衛生管理、事故防止等に万全を期すこと。
- (2) 利用の許可に係る権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 利用許可施設の利用者に対し、条例、規則及びこの心得その他の規律に違反しないよう周知徹底すること。
- (4) 利用終了後又は利用の中止を命じられたときは、直ちに現状回復すること。
- (5) 利用中に生じたゴミは、利用の許可を受けた者の責任において適切に処理すること。